

「相続税法基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）等の施行に伴い、「相続税法基本通達」（法令解釈通達）、「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）及び「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」（法令解釈通達）を次のとおり改正するものです。

【主な改正のポイント】

「更正の請求の特則」及び「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の改正等が行われたことなどに伴い、それぞれの規定等について、法令解釈に当たり留意すべき事項等を定めるほか所要の取扱い等を整備する。